

第 8 期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

1 8 期計画の策定

次の 2 つの計画を一体化して計画を策定します。

高齢者福祉計画 (老人福祉法)	すべての高齢者の健康づくりや社会参加、生きがいくくり、在宅生活の支援、地域包括ケア等
介護保険事業計画 (介護保険法)	適正な介護保険サービスの実施量、地域支援事業の事業量等の見込みと、それに基づく介護保険料の算定

2 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度まで (3 年間)

3 これまでの取組

(1) 介護保険運営協議会

ア 委員構成 (15 名)

イ 開催経過

年度	月	内容
令和元年度	10 月	各アンケート調査項目案の検討
	12 月	各アンケート調査項目案の検討
	3 月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査結果 (概要) 報告
令和 2 年度	5 月	・サービス提供事業所、ケアマネジャーアンケート調査結果 (概要) 報告 ・第 8 期計画方向性の検討
	8 月	第 8 期計画骨子案の検討
	10 月	第 8 期計画素案の検討
	12 月	第 8 期計画原案の検討

(2) 各種アンケート調査の実施

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ② 在宅介護実態調査
- ③ サービス提供事業所アンケート調査
- ④ ケアマネジャーアンケート調査

(3) その他

事業所訪問や滋賀県南部介護サービス事業者協議会からの意見聴取

4 計画（案）について

(1) 基本理念・基本目標

【基本理念】 「みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち 守山」

【基本目標】

- I 健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進
- II みんなで支え合う地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの推進
- III 高齢者と家族を支える介護体制の充実

(2) 計画の概要（資料1－2参照）

(3) 計画（案）（資料1－3参照）

5 パブリックコメント手続きの実施予定

(1) 意見募集期間

令和3年1月15日（金）から2月5日（金）まで

(2) 市民説明会

ア 第1回 令和3年1月16日（土）午後2時から

生涯学習・教育支援センター（エルセンター）にて

イ 第2回 令和3年1月20日（水）午後6時30分から 速野会館にて

※上記(1)(2)については、広報12月15日号、1月15日号で案内予定です。

6 今後のスケジュール（案）

年月	議会	介護保険運営協議会等
令和2年 12月	・計画原案の説明 ・パブリックコメントの実施について	第4回介護保険運営協議会 パブリックコメントの実施について
令和3年	1月	パブリックコメントの実施
	2月	第5回介護保険運営協議会 パブリックコメントの結果報告
	3月	・パブリックコメントの結果報告 ・介護保険料の改定に伴う介護保険 条例の一部改正（保険料の改定）

「守山いきいきプラン 2021（第8期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画）案」のパブリックコメントの実施について

守山いきいきプラン2021（第8期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画）案をより良いものとするため、本計画を公表し、市民の皆様のご意見・情報を募集します。

1 公表内容

守山いきいきプラン2021案

守山いきいきプラン2021概要版

2 資料を縦覧できる場所

- (1) 守山市長寿政策課 (2) 市役所 2階閲覧所 (3) 公文書館 (4) 駅前総合案内所
(5) すこやかセンター (6) 生涯学習・教育支援センター（エルセンター）
(7) 図書館 (8) 各地区会館 (9) 市ホームページ

3 ご意見・情報の募集期間

令和3年1月15日（金）から2月5日（金）まで

4 問い合わせ先

守山市健康福祉部長寿政策課 TEL：077-584-5474（直通） FAX：077-581-0203

守山市健康福祉部介護保険課 TEL：077-582-1127（直通） FAX：077-581-0203

5 提出について

- (1) 郵送 守山市下之郷三丁目2番5号 すこやかセンター 長寿政策課宛
(2) ファックス 077-581-0203
(3) 電子メール choju@city.moriyama.lg.jp
(4) 直接持参 すこやかセンター 長寿政策課窓口まで
(5) 様式等
- ・任意様式可
 - ・住所、氏名（法人にあっては名称および代表者の氏名）、電話番号を明記
 - ・メールの場合は、件名欄に「パブリックコメント手続きの意見提出」と入力

第3回介護保険運営協議会後にいただいた主な意見について

	ご意見	対応・考え方	冊子
1	【目次】 第4章基本目標Ⅱが欠落している。	追記しました。	
2	計画案中、「取組」と「取り組み」が混在しているので統一すべき	名詞として使用する場合は「取組」、それ以外の場合は「取り組み」とします。	
3	【第3章 4重点的な取組】 「住みやすさ日本一を目指して」とあるが、目標達成年度を設定すべきではないか	市の大きな構想であり、この構想に基づき、各計画において、目標年度、目標値等を設定し取り組むことで、住みやすさ日本一を目指します。	P71
4	【第3章 4重点的な取組】 老人クラブはネガティブなイメージが強く、会員の減少、クラブ自体の解散傾向にあるので、まず老人クラブの在り方の見直し、活性化についても同時に進めていかないと、実効性が望めない。	<ul style="list-style-type: none"> ・市老人クラブ連合会において、組織の活性化に向けて取り組まれており、これまでに、愛称の決定や、体制の見直し等に取り組まれています。 ・市は、引き続き市老連への助言や取組への支援を継続するとともに、シルバー人材センター、市老連、市社協と連携し、高齢者が活躍できる仕組みづくりに取り組む中、老人クラブの活性化を目指します。 	P71
5	【第3章 4重点的な取組】 初期集中支援チームの見直し内容はどのようなものか	認知症初期集中支援チーム員会議において、ケースへの適切な受診やサービスの利用支援等につなぐことができるよう、アドバイザーの参画について検討します。また、早期発見・早期対応に努めるため、圏域における初期集中支援チームの設定について、専門医等と継続的に協議します。	P72
6	【第4章 基本目標Ⅱ基本施策(5)①「地域福祉活動の充実」】 任意団体の赤十字奉仕団を列記するのはいかなものか	削除しました。	P101